

琵琶湖総合開発と県造林事業関係(昭和40年頃までの経緯抜粋)

年月日等	事項	主要概要および造林関係事項の概要
S34.12.14	滋賀県「琵琶湖水政に関する滋賀県の基本的な考え方」発表	「(天ヶ瀬ダム建設及び今後の琵琶湖の水資源開発に当たっては)、(1)滋賀県の立場を尊重し、(2)完全な補償が行われ、(3)進んでそれが県将来の開発発展に寄与するものでなくてはならない。」
S35.8	滋賀県「琵琶湖水政に関する当面の考え方」発表	「(緊迫した水問題に直面する京阪神地帯が、琵琶湖にそれを期待する必要があるとしてもそれに応ずるため、高度に琵琶湖を開発することは、現在よりも大幅な水位低下を必要とし、湖周辺に甚大な被害影響を及ぼすのみでなく、県将来の発展を大きく阻害することになる。 従って本県としては、(1)できる限り現状水位を維持することが望ましいが(2)近畿はひとつという大きい視野で関係府県相互の協調を図っていかなければならない(3)しかしそれには、県の損失について直接間接にも完全に措置され、(4)同時に県の総合開発にも寄与することが約束されることを前提とするものであり、(5)更に大量の河川浄化用水の合理化や、工業用水の還元使用、下水処理による転用、海水の淡水化等の高度利用や、琵琶湖以外の水資源開発について再検討を加えるべきである。」
S39.4	滋賀県「琵琶湖水政に関する基本方針」発表	「琵琶湖は、……開発に当たっては、これによって本県の総合開発が促進され、県民の社会経済生活の安定が期せられると共に、近畿圏の一体的な発展がはかれるよう計画的に実施されることを前提として、具体的には次の開発方針で対応することとする。 (1)治水対策 河川上流での多目的ダムの建設、砂防、造林等を推進するとともに、根本的の方策として現在の常水位の±0cmを若干引き下げ、湖岸浸水被害を排除する。 (2)水資源のかん養 湖水位を安定せしめながら、下流の水需要に応えるため、保水力を増大せしめることとして、造林、多目的ダムの建設をこの面からも先行せしめる。 (3)利水事業(略) (4)湖周辺の直接対策と関連開発 琵琶湖開発の特質は、水位低下という不確定な要素を前提としているので、事前の措置のみではなく、事後における不測の事態にも対処し得る措置が確立される必要がある。」
S40.11	建設省「びわ湖総合開発の構想」発表	「1 治水計画(略) 2 水の需給計画(略) 3 調節計画(略) 4 本工事(略) 5 附帯工事(略) 6 補償(略) 7 事業費(略) 8 湖周辺の地域開発事業 琵琶湖総合開発計画として、以上の諸事業を実施することとするが、なお水位の変動により湖周辺の将来開発に制約を与えることが予想されるので、これを考慮し、かつ将来の土地利用を配慮の上湖周辺の積極的な地域開発事業を併せて行うこととする。この地域開発事業の実施に当たっては、特に利水者の協力を得ることが必要である。 (1)治山、砂防、ダム、河川、道路、農業等公共事業については、琵琶湖総合開発が実施されない場合に比較してかなり大幅な促進を図ることとし、この促進分の地方負担については、利水者の協力を求めることとする。 (2)水産、下水道、屎尿処理、造林、上水道、埋立等の整備を図ることとし、これに、必要な経費に対しても利水者の協力を求めるものとする。 (イ)公共事業等(略) (ロ)公益事業(略) (3)約3万haの造林を行う。」

資料:琵琶湖総合開発資料集(S48,S57,H6)ほか